

## 指定障害福祉サービス事業者等の指定更新について

障害者総合支援法の規定により、指定事業者等は6年毎に指定の更新を受ける必要があります。

については、京都府の更新手続きを下記のとおり、お知らせします。

### 記

#### (1) 対象となる事業者

指定を受けた全ての指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業所

#### (2) 更新手続き

原則として、指定の有効期間満了日の2ヶ月前の該当月中において、更新申請の受付を実施します。

例) 平成27年10月1日指定日〔令和3年9月30日指定期間満了〕の場合：  
更新申請の受付期間は令和3年7月1日～7月31日

#### (3) 申請窓口（別添「障害福祉サービス事業者指定等の受付窓口」を参照ください）

京都市以外の事業者：管轄する保健所福祉室

※京都市内の事業者：京都市保健福祉局障害保健福祉推進室にご確認ください

#### (4) 申請方法

指定更新に必要な書類を事業所所在地を所管する保健所に郵送してください。

（ただし、収受印を押した控えが必要な場合は、申請書類のコピー及び返信用切手付の返信用封筒を同封してください。）。また、封筒には、「指定更新申請書在中」と明記してください。

#### (5) 申請書類

- ①指定障害福祉サービス事業者等の指定更新に係る添付書類一覧
- ②指定更新申請書（第1号様式）
- ③事業所の指定更新に係る記載事項（付表1～14）
- ④付表の添付書類※  
→添付書類のうち、必ず提出が必要な書類  
・誓約書（参考様式8）
- ⑤適正なサービス提供の確認書類  
・実地指導の結果通知及び改善報告書の写し（直近のもの）  
・第三者評価を受診している場合はその結果通知等の写し又は申込書（3年度以内に受診したものすべてを添付）

- ※③：多機能型事業所は各付表と付表13を併せて提出すること。
- ※④：付表の添付書類（参考様式8を除く）については、現在届け出ている内容に変更がない場合は不要。
  - ：誓約書の添付は、同時に複数サービスの申請を行う場合（指定満了日が同一の場合）については1部で構わない。
- ※⑤：「第三者評価」とは京都介護・福祉サービス第三者評価支援機構が実施するもの。
- ※⑥：添付書類については、現在届け出ている内容に変更がない場合は不要。

(6) 更新申請に当たっての注意事項

- ・同じ事業所番号の事業所でも、指定満了日ごとに更新申請書の作成が必要です。
- ・有効期間満了日までに申請がないと、更新指定は受けられません。
- ・以下に該当する事業者は指定更新を受けられません。

- ア) 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定一般相談支援事業者更新の欠格要件に該当する事業者
- イ) 京都府からの改善勧告に従わず、公表された事業者
- ウ) 改善命令及び停止処分を受けた事業者。ただし指定更新時点までに改善がなされ、その後適正な運営が図られている事業者については、この限りではありません。